

## 近代的仏教々団としての「真言宗智山派」の成立

—「教学」の問題をめぐって—

田 中 悠 文

◎はじめに

いったい、何をもって近代的仏教々団として「真言宗智山派」が成立したと見なせるのだろうか？

史実の上では、公的に本派の宗憲と宗規を規定した『新義真言宗智山派宗制』（明治三十六年（1903）三月二十五日、彌勒院照圓編 櫻井榮山発行『新義真言宗智山派宗規類篇』一冊、智嶺新報社発行）が主務大臣（内務省）の認可をうけた明治三十三年（1900）八月九日に成立したとすることができる。

しかし、それはあくまでも『宗制』にあげられた宗憲（第一篇第二章）と宗規（同第三章）、ならびに宗務（第二篇第四～十二章）、選挙及会議（第三篇第十三～十五章）、教学（第四篇第十六～廿二章）、教令（第五篇）の各条目が国家の公認を受け、独立した一宗団としての大枠が法制的に規定されたという事実にとどまる。

では実際問題、『宗制』公認以降、宗団が具体的に機能しはじめた時期はいつたい何時のことになるのだろうか？

筆者は、智山派が独自に大学林と中学林を開校（同年十月／興学活動の実施）し、布教会を組織、あわせて布教練習会を開設、さらに『密教安心章』を編纂刊行（明治三十八年（1905）八月七日／「布教」活動の実施）した時期、換言すれば「教・学（布教と興学）」が実働して新義真言宗智山派の教法の布教に従事しうる僧侶の教育がはじめられた時点こそ、名実ともに本派が成立したその時であると考えられる。

本稿では、まず第一に智山派が近代的仏教々団として成立する際、喫緊の課題とされたと目される「教学」の問題について考証する。具体的には、そのことばの意味内容の定義付けをおこなう。

第二に、智山派が独立の宗派として成立するまでの道のりを概観する。そこでは、とくに布教、教育、出版の三点に意を配りながら編年史的に確認してゆく。

第三に、智山派が発足した当初の『宗制』に明記された「布教」と「教育」の規定に照らしながら、本派が近代的仏教々団として成立する際の中心的課題であったであろう「教学」の問題を考えてみたい。

## 目次

はじめに

一、近代的仏教々団成立の要件（「教・学」とは何か？）

二、近代的仏教々団としての「真言宗智山派」成立の道のり

三、『宗制』の規定に見られる本派の「教学」

おわりに

一、近代的仏教々団成立の要件〔「教・学」とは何か?〕

◆明治時代の「教学」の用例

ここではまず最初に、本論考の視点としてとりあげた「教学」ということばの意味内容の把握を試みる。

◇はじめに、初代文部大臣森有礼と明治天皇がそれぞれ用いた「教学」ということばの使用例を紹介する。これにより、少なくとも明治期においては、「教学」ということばが決して仏教界固有の用語ではなかった事実が確認できる。

◇次に、明治初頭の神仏合併大教院機関誌『官准 教会新聞』に掲載された阿部真造氏の『護国新論』にみられる用例を紹介する。

◇さらに、真宗大谷派の教育制度改革に従事した清沢満之の『大谷派宗務改革の方針如何』にみられる用例を取りあげ、本宗以外の伝統仏教々団における意味内容を把握する。

◇加えて、当時の真言宗内部における一例として①三條西乗禪大僧正と智積院能化松平實因師のあいだでかわされた公式文書の用例、②新義真言宗機関誌『密嚴教報』創刊当初に掲載された豊山派の高志大了大僧正、および智山派の齋藤隆現師等の用例を取りあげ、「教学」ということばの定義を試みる。

◇おわりに、明治三十三年の新義真言宗智山派独立当時の一例として智山派機関誌『智嶺新報』に掲載された用例を紹介し、あわせて高井観海能化の論考によって「教学」の内容を確認しておきたい。

## ◆明治劈頭の「教学」の用例

◇森有礼（1847-1889）の場合

森は明治前期の外交官で文政家。第一次伊藤内閣では初代文部大臣をつとめた。国政改革、外交活動、近代教育制度改革に大きな足跡をのこしている。

慶應元年（1865）、薩摩藩の海外留学生として三年余り英米などで西洋の諸学を学ぶ。

同三年七月、学資途絶のため英国人ローレンス・オリファントにすすめられ渡米、かの地で社会改良主義的キリスト教の神秘的宗教家トーマス・レイク・ハリスの「新生社」に参加。そこでは謝礼は一切要求されず、共同生活をおくる人々の労働によって運営されていた。また森たち日本人のため欧米の近代教育が無償で施された。森はそこで体育的実学の影響をうけている。明治元年六月、帰朝すると新政府に徴士外国官権判事として迎えられる、以後、議事体裁取調御用、公儀所議長心得、制度寮副総裁心得を歴任。

翌二年六月「廃刀案」建議が士族の反対をうけ頓挫、引責辞任。しかし同九月、政府は再出仕を命じ、閏十月米国在勤少弁務使に任官。

森は在米中、『日本における宗教の自由』や『日本における教育』等英文著作を発表している。

同六年九月、帰国後に欧米式學術結社の明六社設立。七年『明六雜誌』刊行。

明治二十二年（1889）二月十一日、『大日本帝国憲法』発布当日に殉職するまで、二十一年におよぶ官僚経験の大半を海外ですごした。享年四十三歳。

森の教育理念は、アメリカで自ら体験したキリスト教的実学の影響が色濃い。合理的かつ機能的な国家観を土

台とした自立的国民の養成がその根幹である。その姿勢は「能ク働キ能ク勤メ能ク蓄積スルノ習慣」(森 有礼『国家教育策』序)『森有礼全集』第一巻)ということばに端的にうかがうことができ、日本の啓蒙の実学ともよばれている。

森は明治四年(1871)、在勤中の米国ワシントンから、薩摩時代ともに渡米した旧友の吉田清成に宛て一通の書簡を送っている。そこには「永遠隆盛之基業ノ礎トナルモノハ教学之良制ニ如ク」等とある(中川洋子「近代天皇制国家の成立と「啓蒙」思想」1992、仏教史学研究35-1など)。

森の場合、教学とは実効性の高い教育を指して用いていることが分かる。

◇明治天皇の場合

明治十二年(1879)、明治天皇は参議兼内務卿の伊藤博文と参議兼文部卿の寺島宗則などの政府要人に『聖旨教学大旨』(教学聖旨)を内示された。明治天皇の意を汲んだ侍講兼侍補の儒者元田永孚(もとだながね)(1818-1891)が起草したといわれる(島蘭 進『国家神道と日本人』2010、岩波新書1259)。

『学制』発布以降の啓蒙主義的教育政策を、儒教による徳育主義の立場から批判した「教学大旨」と、初等教育についての「小学条目二件」からなる。

「教学大旨」には「大中至正ノ教学」ということばがある。そこでは、教学は徳育的教育の意味でもちいられている。

◇神仏合併大教院時代の用例

大教院新聞課発行の『官准 教会新聞』第二十号(明治七年(1874)七月二十九日)と二十四号(同八月十九日)に連載された阿部真造の『護国新論』には「若シ人心ニ根拠ス可キ一定ノ教ナクシテ唯技芸ノ学ノミ

ナラバ方向紛擾シテ学ブ所、見ル所ニ隨テ心馳セ神飛ビ、国家人心ニ益ナキノミナラズ反テ羸弱ノ根ヲ生ゼン。

方今学風一変シ今日ノ学ハ昔日ノ学ニ非ズ。昔日ノ学ハ教ルニ人倫ヲ以テシ今日ノ学ハ教ルニ技芸ヲ以テス。

教ルニ技芸ヲ以テスル者ハ身ヲ保チ世ニ安スル所以ニシテ學術ニ非レバ能ワズ。

教ルニ人倫ヲ以テスル者ハ精神ヲ培養シテ神明ニ報スル所以ニシテ教法ニ非レバ能ワズ。

サレバ教法ハ内ニシテ本也。先也。學術ハ外ニシテ末也。後也。〜(二十一号)という。

要約すると、儒教や仏教等の教法は道徳心を育むことが主目的で本来学問の中心である。一方西欧の學術は生活上の技芸の習得に過ぎず学問としては末節である。あくまで徳育を中心とした教育を行い、その上で技芸の習得につとめるのでなければ人倫の道はずれてしまふことになる。また「方今教法・學事ニ関スル者、能ク此意ヲ体シテ己ヲ修シテ人ヲ導カバ誤リナキニ近カラン。此教學ニツナガ、ラ、並ビ行レテ上皇國ヲ維持シ下一身ヲ保護スル所以ノ道ナリ。〜(二十三号)として、「教法」による徳育と「學事」による技芸の習得が協力的に並行して行われることが国家のため、ひいては国民自身のためであるという。

ここでは、「教法」と「學事」の二つのことばを結合し、「教學二つながら」という表現が使われている点に注意を喚起したい。

#### ◆他宗における用例

◇真宗大谷派の清沢満之が学制改革について自らの思想を述べた「大谷派宗務改革の方針如何」(『教界時言』第十一号、1897初出。岩波文庫青127-2『清沢満之集』再録)には「〜一時財務の困難を來し寺務の規模を縮少するが如きは、固より勢の免るべからざる所たり。

裝飾的布教は之を廢して可なり、裝飾的勸学は之を廢して可なり。況んや布教勸学以下の鎖事をや。唯、出来得べき限り無用不急の費を減じて、専ら真実の教学に力を用いざるべからざるなり。〜」といっている。

清沢が「教学」ということばを用いる場合、「布教」と「勸学」の二つのことばを合わせた意味で用いていることがわかる。前述した阿部氏の用例と共通しているところに注目したい。

◆真言宗における用例

◇明治十七年（1884）一月四日付けて真言宗管長権大教正三條西乗禪師が「第二本末会議」開催布達のために発した『甲申第一号達』には「且ツ向來施行ノ布教興学之點」とあり、同四月廿六日の開会『告示』には「以テ興学布教ノ本源ノ議目ノ第二條 布教ノ拡充ヲ計リ、興学ノ基礎ヲ固フスル件」という。

一方これをうけ、真言宗大本山智積院住職松平實因能化は一山総代成田照玄師と連名して明治十八年（1885）七月四日付け『別派独立上願書』を内務卿に提出。その文中には「教学」や「布教勸学」の文言があり、添付した『新義真言宗別派理由書』の文末には「豈亦興学布教ノ要ヲ問フノ違アラシヤ以テ益々教学ノ拡張ヲ圖ルノ」という。

これによれば、当時の真言宗においても「教学」が「布教」と「興学」、もしくは「布教」と「勸学」の二つのことばを合わせた意味で使われていたことが理解できる。

◇『密嚴教報』誌上での用例

明治二十二年（1889）七月七日、新義真言宗の「教学ノ二途」、すなわち「布教」と「興学」振興のために組織された振教会の機関誌『密嚴教報』発刊に際し、高志大了師がしるされた「本誌発行の意を述べて之が祝

意を表す」には「本誌は曩に設立したる振教会の目的を達するの機関にして一は以て本派学徒の教学、二途に便益を与え、振教会の目的とする所は吾学徒をして一致團結して興学、布教を振起し」と語られ、同じく齋藤隆現師の寄稿文「密嚴教報發兌祝辞」には「夫レ興学、ト布教、トハ密着ノ關係ヲ有スルコト猶影ノ形ニ隨フガ如ク、教學ノ、二全キヲ得テ」とある。

ちなみに創刊号におさめられた振教会規則の第一章 目的の第一條には「本会ハ根嶺縹素ノ團結ヲ專旨トシ加持一門ノ教學、ヲ振起シ併セテ国益ヲ興スヲ目的トス」と会の目的が明言されている。

下つて、明治三十二年（1899）十月廿四日、真言宗長者三神快運師の宗会の所見の中には「本期宗会当初、老衲の意見は法規の修正、及び教學、二途の進捗に關し」との言及がある。

いずれの用例の場合も、明治時代の真言宗において「教學」ということばが使われるときには、必ず「布教」と「興学」、あるいは「布教」と「勸学」の二つのことばを組み合わせ、一つのことばとして用いていたことが判明した。

◇『智嶺新報』誌上での用例

明治三十四年（1901）二月十一日、別格本山（当時）川崎大師平間寺の佐伯隆範師の「智山学林開校式祝辞」には「其目的たるや唯一の教相学林を吾智山に置き京都諸山相提携して興学、布教を拡張せんとするにあり」抑十九年以来、新義派は智豊合同して東京に一の学林を置き教學を拡張せしが」（智嶺新報第一号、明治三十四年三月二十二日発行）とあり、また『宗制』の編纂代表者の櫻井榮山師（弥勒下生）の「智山大中学林の擴張に就て吾人の想い」（同第七号、同九月廿一日発行）には「布教、興学の、二途」の言がある。

故に、明治時代の智山においても、「教學」は「布教」と「興学」の二つを一つに合わせたことばとして用い



られていたことが指摘できる。

◇高井観海師による「教学」の内容

高井観海能化の「真言教学史上より見たる興教大師の位置」(『智山学報』新十二号、昭和十三年)によれば、「  
しかれば真言教学とは何ぞや、広義に約せば真言宗学を意味し、事教二相を包容網羅するのである。近來真言教  
学を教相の一边に解して居るものもあるやうであるが、我が信盛、卓玄両能化は勅賜諡号上表文に添えた開山の  
行歴「真言教学の中興」と称したるは、決して教相一边を指したのではない。」(同上、三より)と断言さ  
れている。

故に、真言宗の伝統教学といった場合、その内容は単に教相の一边に限定されることは無く、必ず事相をもふ  
くむことが理解できる。

◇まとめ

以上の考証の結果、少なくとも明治時代における「教学」ということはそれぞれ自体は、「布教」と「興学(勸学)」  
のふたつのことばをひとつにしたものであることが判明した。

「布教」は教法を布衍することで、「興学(勸学)」とは学事一般、有り体に言えば「教育」を指していること  
が理解できる。

伝統仏教々団における「教学」ということばには、教法を布衍できる僧侶を教育するという意味合いが強いこ  
とがわかった。すなわち、真言宗の場合ならば、戒の実践に立脚した、教相と事相の双修による徳育を目標とす  
る教育という意味にとることができるのである。

## 二、近代的仏教々団としての「真言宗智山派」成立の道のり

◆以下、第一章で確認した明治時代における「教学」の定義を前提として、同三十三年「新義真言宗智山派」独立が公認されるまでの道のりを編年史的に概観する。

具体的には布教・教育・出版の三点に留意しながら、本派が成立してゆく様子を確認する。

## 〔凡例〕

- 1、特定の史料等から直接引用した場合、出典は項目毎の文末に（ ）括弧付きで記した。
- 2、文中の人物や歴史的記事は、断りがない場合、筆者の「智山第四十一世佐々木義範能化と明治初頭の真言宗」（現代密教第二十二号、2010）、および吉川弘文館『国史大辞典』の関連項目から要約した。その他の参考文献等から要約した場合は、文末毎に（ ）括弧付きで出典を示した。
- 3、その他、文中に紹介した明治時代の出版物等のデータは、今回新たに調査した結果を反映した。可能な限り直接現資料にあたり採録している。

## ◆明治維新と神祇官再興

◇明治元年（慶應四年／1868）三月十三日、新政府は「此度王政復古、神武創業ノ始ニ基ツカレ、諸事御一新、祭政一致ノ御制度ニ御回復遊バサレ候ウニ付イテハ、先ズ第一ニ神祇官再興御造立ノ上」からはじまる、いわゆる「王政復古の大号令」を発し、また「五箇条の御誓文」を公布した。ここでは「祭政一致」・「皇道の宣揚」を実現するため、まず第一に神祇官再興が宣言され、日本中の神官はすべてその管轄下におかれた。前月神

祇事務局が開設され、それをふまえての布告であった。

同事務局は三月十七日付けで社僧禁止を達令、全国の有名神社の別当や社僧を還俗させた。二十八日には、神仏判然ノ御沙汰<sup>レ</sup>が布告され、牛頭天王など仏教由来の神号が停止となり、神社境内に安置されていた本地仏の尊像や法具の類が撤去させられた(村上・辻・鷺尾編『明治維新神仏分離史料』1970、名著出版/以下『史料』)。

当時の神祇事務局中枢には、維新の中心勢力の一つの長州藩と親密な、津和野藩々主の亀井茲監(コレミ/神祇事務局判事輔)をはじめ、同藩々校養老館の平田派国学者で大國(野々口)隆正、その弟子で同藩家臣福羽美静(神祇事務局権事)ら復古神道主義を奉ずる津和野派国学者が勢揃いしていた(土屋詮教『明治仏教史』1939三省堂/以下、土屋)。

同閏四月、新政府は『政体書』を公布して官制を定め太政官を組織した。その機構は「三権分立」の体裁をとってはいたが、議政官上局(上院)議員と行政官(行政・神祇・会計・軍務・外国の五官)はほぼ兼任、議政官下局(下院)は各藩士で構成され、実態は有名無実であったとされる(江村栄一『明治の憲法』岩波ブックス・シリーズ(日本近代史)1992)。

同十二月八日、京都の浄土真宗興正寺にて諸宗道德会盟(以下、会盟)が初会合を開いた。同十七日、東山の天台宗妙法院にて諸宗会議(会盟)開催。

会盟の結成について、盟主の一人の高野山明王院高岡増隆師の嫡弟高岡隆心師が伝えた消息によれば「明治元年正月、京阪の間騒乱に依り一山総代として上京し其の間往來すること再三。二月、江戸在番に当りて発錫す。廢仏の気焰熾盛なるが故に各宗と協議し同盟を結ぶ。吾師、其の盟主に挙げられたり。因つて隔日自宗他宗を巡

回して『中臣祓』、及び『祕鍵』『宝鑰』『六物図』等を講説すること三年に及べり。』(高岡隆心『権大僧正高岡増隆伝』1899、密厳教報23号) という事情が知られる。

◇二年(1869)三月、太政官は教導局を開設。

同月、仁和寺皆明寺の冷泉照道師は、諸国の真言宗寺院に宛て、切支丹の横行に対し諸宗一致で対抗するため、高徳の僧の上京を促す書状を発した(『史料』)。

四月、神道に準拠した教化推進のために教導取調局設置。

同月、五月にかけて谷中の天王寺や芝の増上寺、京都において会盟開催。増上寺における会合では浄土宗浄国寺の養鷗徹定師を筆頭に曹洞宗二名・天台宗五名・真言宗七名・真宗八名・日蓮宗三名・浄土宗七名の盟主が挙げられた。増隆師はその内の一人であった(土屋)。

五月四日、会盟は弁事官に各宗共同の教育機関として惣饗の開設を申請し了承されている。

七月、官制が改められ神祇官は太政官から別立してその上位に位置づけられ、教導取調局は宣教使となった。

結果、幕藩体制下では老中下位の神社奉行の管轄とされた神社行政が神祇官直轄の事業となり神官の権威は回復した。しかし、同時に「復古神道」主義とは相容れない人々の独立心を煽り、結果的に分離をまねく伏線ともなっている。

一方、伝統仏教各派は民部省所管とされ、僧位・僧官、それに附属した一切の権益や寺祿は剥奪、朱印・黒印による寺領も公収(土屋)。当時、寺院や僧侶の存続が潰滅の危機に瀕していたことがわかる。

九月、それ以前は専従官員もない名目的存在であった宣教使が神祇官の附属機関となる。

その組織は宣教長官(神祇伯中山忠能/明治天皇の外戚)以下、事務官として

次官（神祇小副福羽美静）

判官（神祇権大祐平田延胤）

権判官（小野述信）

大主典・権大主典・少主典・権少主典・史生の九官が、

宣教使として大博士・権大博士・中博士・権中博士・少博士・権少博士の六員が、

その下に説教官として大・中・少の各講義生が置かれた（梅溪 昇「明治初年大教宣布運動下における浄土宗 総本山知恩院と一末寺の動向について」仏教史学研究33―1ほか）。

十月、皇后の東啓に歩を合わせるように会盟も拠点を東京に移した。そして両国の回向院で大会を開いた。参加者は、内には僧侶の覚醒を促し、外には邪教を折伏するため、次の『十條清規』を信条として活躍することに決した。

公擧ノ法ヲ定ム

學校ヲ鼎建ス

試業ノ式ヲ建ツ

必ズ賞罰ヲ正ス

民間ヲ教諭ス

邪教ヲ防御ス

萬国ニ歴遊ス

結盟建言ス

書籍ヲ購求ス  
舊弊ヲ一洗ス

会盟の人々は、勤皇の立場を堅持しつつ、『清規』に準拠して連携、仏教擁護と僧侶保護、また切支丹に対抗するために様々な対策を講じた。

◇明治三年（1870）正月三日、明治天皇は『大教宣布ノ詔勅』を発した。これは政府による神道国民教化政策であった。

『詔書』には「百度維新。宜シク治教ヲ明カシ、以テ惟神ノ大道ヲ宣揚スベキ也。因ツテ新タニ宣教使ヲ命ジ、以ツテ天下ニ布教ス。汝ラ群臣衆庶、其レ斯ノ旨ヲ体セ。」として、宣教使により国民に「祭政一致」の道である「惟神ノ大道」を宣布することを明かした（『法令全書』明治三年（1870）庚午正月）。

同年、真宗本派の島地黙雷が上京、寺院寮設立、教部省開設に尽力した。

◇四年（1871）八月八日、神祇官は太政官隷下の神祇省となり官制は十三等級に改定された。

◆「神仏合併大教院」時代〈『三條教則』と「教導職」〉

◇明治四年九月、島地は教部省設立を求め建言。その趣旨は「邪教」の蔓延を防ぎ、神・儒・仏三教の「教義ヲ総ル」官庁を開設、神仏合同教化体制の確立であった（安丸良夫『神々の明治維新』1979、岩波新書103）。

◇明治五年（1872）三月十四日、政府は仏教側の要請を容れ神祇省を廃止して教部省開設。教義・教派・教則、社寺の廃立や格式、神官・僧侶の任免・管理・監督、講社・結社の免許などが管掌された。

四月二十八日、教部省は国民意識発揚のため御用係江藤新平に命じ「三條教則」を起草。また『太政官布告』

第三三二号により宣教使を改め神官・僧侶等を十四等級の教導職に任命『教則』宣布を担当させた。

同二十九日、政府は神仏各派に教導施設・要義・方法の策定と教導職管長の選出を命じた（『太政官達』）。

五月、大教院設置決定。同九日、太政官『追達』公示。

六月、教導職管長設置。

この「教導職管長」が現在伝統仏教各派代表者の役職名とされる管長職の濫觴である。職掌は「部内教官、及び生徒ヲ統率シ、其ノ進退黜陟具状スルヲ掌ル」ることであった（『追達』）。

「管長」という言葉の典拠は明らかではない。ただし室町時代中葉以降江戸時代末葉まで、京都の吉田神社当主吉田家が神祇官首長「神祇伯」白川家に対抗し、神道界の最高権威として「神祇管領長上」を名乗っている。あるいは教部省担当者がその言葉に範を採り新たに造語したのではないか？

同月、神仏合併大教院開設。

八月二十七日、芝金地院の大教院事務所にて講学開始。同月、神官・僧侶が教導職就任。

同二日、「学制」公布。

九月、大教院は増上寺大殿に移転。同年末、同塔頭源寶院内に真言宗役員開設。音羽護国寺には真言宗合同の宗学林開設。さらに真言宗各山の教導職を教導宣布巡国使として『三條教則』宣布に従事させた。

同年、大教院・教典局1『諸宗説教要義』上梓。伝統仏教各派教導職の『三條教則』宣布の手引きとした。同書は維新以降初の真言宗関与の公的布教関連出版物である。

十月三日、一宗一管長制施行

天台

真言（古義・新義）

浄土（鎮西派・西山派）

禪（臨濟・曹洞・黄檗）

真宗（大谷派・本派）

日蓮

時宗の七宗派に各一名の教導職管長が置かれた。

真言宗は金剛峯寺・智積院・長谷寺の三大本山が一年毎に交番に教導職管長に就任することに定め、初代真言宗教導職管長には高野山金剛峯寺住職降魔研暢師が選任。十八日、同師は権大教正に補任して管長に就任。同寶性院釋良基師が初代真言宗教導職管長代理就任、大衆院鼎龍暁師・明王院高岡増隆師と共に神仏合併大教院詰めとなる。良基師は、以後五ヶ月間同職を勤め、無量壽院密道應師と交代して高野山に帰山。

当時の大教院には

○智山の佐々木義範能化

同越前性海寺加藤體應師

同桑嶋金剛定寺吉堀慈恭師

同銚子圓福寺成田照玄師他

○豊山の守野秀善能化

同高志大了師

同大崎行智師他



○東寺観智院大宮覚宝師

同三條西乘禪師

○高野山西禪院獅岳快猛師

同龍光院原心猛師

同雲照師他の人々が在籍。

大教院には、神仏各七名の教正と各十四名の講義が置かれ、各教正は庶務・講究・編輯・会計の四課を分担職掌した。

◇六年（1873）一月十日、紀尾井町旧紀州藩邸に「神仏合併大教院」開院。大教院は「教部省ノ命ヲ奉ジ、三条ノ旨趣ヲ体認シ、諸教導職ノ材識ヲ長育スル」『三條教則』宣布にあたる教導職養成機関でもあった。

二月、『十一兼題』制定。同六日、大教院が増上寺に移転。

三月二十九日、金剛峯寺と東寺を古義真言宗総本山、智積院と長谷寺が新義真言宗総本山に定められた。

六月十七日、「神仏合併大教院」神殿の鎮祭が奉斎。

十月、『十七兼題』制定。

十二月、増隆権少教正が2『三章教憲和解』一巻を上梓。

◇七年（1874）三月十二日、教部少輔黒田清綱は各宗派に教導職管長の設置を認めた。

三月、真言宗は新たに東寺を加え四本山各六ヶ月交替制の真言宗教導職管長制度に変更。

同二十九日、管長代理道應師が老衰のため辞意表明。

同四月一日、體應権少教正が管長代理就任（大教院届書）。

## ◆「真言宗大教院」時代（『密宗安心鈔』公刊と古義・新義・西部の三派鼎立）

◇八年（1875）五月三日、教部省達により神仏合併布教が差し止められ、大教院廃止（松岡曉洲「権力統制下に於ける仏教の可能性」1989、印仏研38―1ほか）。その背景には木戸孝允・伊藤博文ら長州閥の協力を得て、政教分離、信教自由を主張した島地黙雷の存在があった。以後各派は各々大教院を設置。

六月、前真言宗教導職管長代理道應師遷化。良基師が上京、再度同代理就任。

十月、良基師は愛宕下真福寺に真言宗大教院を移設。真言宗合同の宗学林を移転再開した。

同月、師は第二（三）代真言宗教導職管長就任。教導職・大教正に親補され宗務を管掌。

十一月、増隆少教正講演・照玄権中講義筆記3『説教聴書』一卷が佐野氏蔵版にて上梓。同書は五年四月の教部省開設以降、大教院役職を歴任した増隆師が四年にわたり教導に従事した際の「説教」内容の記録である。

同教部省、信教自由、口達。

◇九年（一八七六）四月、智山第四十一世義範能化が第三（四）代真言宗教導職管長就任。真言宗大教院から葛城慈雲尊者撰4『人となる道』略本一卷を上梓。

六月、『各山会議条款』制定

同月、行智権少教正が佐野氏蔵版5『説教自在』一卷を同善社より上梓。同年五月付けで義範少教正が叙を寄せた。

八月、智積院・長谷寺・金剛峯寺の三本山が『三山盟約条款』締結。真福寺の宗学林を真言宗大教院附属専門学林と改め、三本山分置に決定。

◇十年（1877）一月、良基大教正述6『密宗安心鈔』一卷が真言宗大教院から上梓。

同月、教部省廃止。内務省内に社寺局開局。

二月、仁和寺末河内長野延命寺住職上田照遍大講義が同寺塔頭宝輪院から『学科表宗部註』一卷を上梓。

八月十二日～十月十二日、智山西（鬘）校が智積院、同東校が真福寺内に開校。

◇十一年（1878）一月八日、快猛少教正校・服部鏤海中講義述・出張所蔵版7『教導辯要』一卷が森江佐七より上梓。正二位有長題字、増隆権中教正序・山岡鐵舟居士書が寄せられた。

同十八日、増隆権中教正校・鏤海中講義述8『空拳夜話』一卷が明教書肆より上梓。十年六月付け秀善権中教正の序あり。

同月、照遍大講義が宝輪院より『学科表他部註』一卷上梓。

同年、義範権中教正は真言宗大教院設置の真福寺内智山東鬘学生に良基師の『密宗安心鈔』を講義。陪席した照玄師は講義内容を記録、十八年森江佐七より8『密宗安心鈔開達記』上梓。

五月二十日、仁和寺門跡冷泉照道師・義範能化・醍醐寺三宝院門跡金剛宥性師（智山）・大覚寺執事村岡融仙師・智山の百済範真師・照玄師等が協議して仁和寺・大覚寺・神護寺・広隆寺・法隆寺・葉師寺・西大寺・唐招提寺が西部真言宗別立。

十二月、内務省は金剛峯寺・東寺の「真言宗」と智積院・長谷寺の「真言宗新義派」の分離独立を認可。

同月、照遍大講義が宝輪院より9『浄土門秘要』一卷上梓。

◆「真言宗法務所」時代〈真言宗の再統合と『密宗安心義章』『密宗安心教示章』の公刊〉

◇十二年（1879）三月十二日、行智権中教正著10『教場要論』一卷が森江佐七より上梓。永平寺環溪大教正題字、秀善権大教正の序あり。

同二十一日、真福寺内東覺の濱田浄尊師が智山第二十世浄空能化撰・慈恭少教正校『即身成仏安心決定』を11『成仏示心』と改題して智積院より上梓。

四月、内務省は各派別立管長制廃止。一宗一管長制施行。

行智教正は真言宗の混乱を嘆き雲照律師と共に湯島靈雲寺において大成会議開催。真言宗大教院（真言宗法務所）を東寺に移設して真言宗を再統合。併せて東寺に真言宗惣覺と沙弥寮を開設し各山の学林を統合。

智山東校は本山の西校に合併して智山大学林と改称。豊山西校は豊山大学林に改称。東校は閉鎖して真言宗中学林開校。

七月、照遍権少教正が宝輪院より『僧非論』上梓。

八月頃、明治天皇は伊藤博文らに「教学聖旨」内示。

九月、「教育令」公布。

十二月、増隆権中教正が森江佐七より12『説教集妙』初輯一卷を上梓。

同月、照遍権少教正が宝輪院より13『光明真言初学要覧鈔』一卷を上梓。

◇十三年（1880）四月二十三日、雲照師が法務所より『緇門正儀』一卷を上梓。

同月、照遍権少教正が宝輪院より『鐵鉢辯補註』一卷上梓。

◇十四年（1881）五月、雲照師が法務所より『四威儀小作法』一卷上梓。

◇十五年（1882）五月、大竹祐憲師が平間寺より14『弘法大師行状曼荼羅和解』一卷を上梓。

◇十六年（1883）八月、雲照権中教正が五教正の素案をまとめ東京法務出張所より15『密宗安心義章』二巻を上梓。

◇十七年（1884）三月二一日、榮嚴大教正名にて鏝海師編16『密宗安心教示章』を上梓。

同月、慈恭少教正が森江佐七より17『四恩畧辯』一卷上梓。

◇十八年（1885）十月、智積院において再度大成会議開催。真言宗々々制定。東寺の真言宗惣覺・沙弥寮閉鎖。新たに真言宗立事相講傳所設置。大学林は智山・豊山と高野山に並立。

◆「新義派事務所」時代（新古再分離と新義派号の公称）

◇十九年（1886）二月二十七日、再度新古分離して内務大臣山県有朋の認可を受け、智山・豊山は真言宗新義派号公称。両派合同の新義派事務所と新義派大学林を大本山護国寺に開設。また根来山の祖廟を再興して本山交衆を根来山交衆に改めた。さらに根来寺大傳法院座主を新義派の総主宰者とした。

九月、慈恭権中僧正が新義派事務所より18『懺悔文諺註』一卷を上梓。

◇二十年（1887）、新義派大学林正科に真言宗大教院附属専門学林以来の良基師撰『密宗安心鈔』が採用された。

◇二十一年（1888）五月、榊原了月・齋藤隆現両師が發起人となり、憲理大成律師縮写にて智積院所蔵『興教大師真影』一舗が上木されている。

九月三日、慈恭権中教正が藤井佐兵衛より智山第三十九世隆榮能化原著を増補校訂した『増補般若理趣經法要入』一巻上梓

◇二十二年（1889）一月二十八日、上野相憲師が根来寺より『興教大師行状圖記』三巻上梓。

同月『大日本帝国憲法』発布

◇二十三年（1890）十月十五日、故慈恭中僧正撰『真言宗在家勤行法則四和讃』一帖が鈴木恭如師により藤井佐兵衛から上梓。

同三十日、明治天皇「教育ニ関スル勅語」渙発。

十一月、故慈恭中僧正校閲・新井覚峰師著19『舍利和讃略解』一巻が滋賀県東部法務所・同西部法務所から上梓。

◇二十六年（1893）、真言宗新義派中学林正科に榮嚴師撰『密宗安心教示章』が採用。

◆「新義真言宗智山派」時代（智山派独立—宗制・教学・出版の整備—）

◇三十三年（1900）八月九日、前年一宗公会で議決した各大本山独立を受け真言宗七派は管長別置。智山派と豊山派は分離。同日智山派は内務省より法的に智山派独立を規定した『新義真言宗智山派宗規類篇』を認可。

九月、新義派大学林・同中学林廃止。

十月一日、智山派は智積院内に智山大学林・同中学林開設。

大学林初代校長に中谷範壽師、中学林校長は石川照勤師が就任。両校は即日授業を開始。中学林第一年次の正科正業に榮嚴師撰『密宗安心教示章』採用。

◇三十四年（1901）三月二十二日、新義真言宗智山派宗務所内智嶺新報社が公式機関誌（『宗報』の原点）『智嶺新報』第壹號を發刊。

十二月二十日、新義真言宗智山派独立第一世管長瑜伽教如能化口・日野榮順編『智山通史』一冊が智積院文書課より上梓。

同月二十八日、富田敦純師著『新義真言宗史』一冊が加持世界社より上梓。

◇三十五年（1902）八月十三日、教如大僧正撰『新義真言・根嶺勤行法則』（京都智積院蔵版）一帖が刊行。

◇三十六年（1903）三月二十五日、弥勒院照圓師編纂『新義真言宗智山派法規類篇』一冊が智嶺新報社より上梓。

◇三十八年（1905）八月七日、新義真言宗智山派宗務所から田中敞道僧正他編纂の20『密教安心章』一冊が上梓。

◇四十三年（1910）六月十七日、敞道権少僧正は智嶺新報社から『密教安心章』を用いた布教練習所の講本として21『密教安心章講義』一冊を上梓した。

### 三、『宗制』の規定にみられる本派の「教学」

#### ◆『新義真言宗智山派法規類篇』にみえる本派の「教学」

明治三十三年八月九日、内務省の認可をうけ、同三十六年三月廿五日に発行された『宗規』は全六篇と付帯条項から成り立っている。

教学に関する規定類は、第二章 宗憲 第一編 第八章 教育と第九章 布教、および第三章 宗規 第七号 教育条例と第八号 布教条例、さらに第四編 教学の第十六章以下の七章に明記されている。

まず宗憲 第一編 宗制の第五章 管長の第十三條に「管長は教育布教を総覽す」とある。同第八章 教育の第卅一條には、本派の宗立学校に大中小の三学林、および普通学林等があると述べられる。

第卅二〜卅四條は大中小学林の教育内容の大枠が示される。

第卅五〜卅六條は、その他宗派が認める学校が規定される。

大学林は仏教専門、なかんづく真言宗の「事教二相の濫奥を研究」と明言している。

第九章 布教には第卅八〜四十二條の條文があり、特別布教と普通布教の二種類等に関する規定がなされる。

以上の教育と布教の両者にかかわる細則類は、宗規の方に規定されている。

教育内容の一例をあげれば、科目第一号『新義真言宗智山派大学林学科課程表』には、大学林は全三学年、各学年に正業、兼業、参考予科の学科がある。卒業までに正業七科目、兼業六科目、予科十二科目を学ぶ。

正業は十卷章の一部と『大疏』『釈論』。兼業では俱舎、唯識、天台、華嚴の典籍を学ぶ。

予科は、西洋哲学、宗教学、国文、漢文、梵語、法律等であった。

布教は、おおむね分類と等級関連の規定が多く見られる。

いずれにせよ、かつての「布教」「興学」が、ここでは布教と教育とされていることが分る。これによって、「教学」の内容がその両方を意味することが確認できる。



◎おわりに

以上の考察の結果、近代的仏教々団として名実ともに智山派が成立するのは、明治三十三年の『宗規』公認以後、具体的には大中学林の開校、および本派独自の『密教安心章』の編纂刊行、ならびにそれを使った布教練習が開始された時期であると結論付けておきたい。

また伝統仏教各派が相次いで近代化を遂げる際、中心的課題とされたのが「教学」の問題であったが、従来、必ずしも明確な定義はなされていなかった。しかし、今回の取り組みによって、少なくとも明治時代の日本では必ずしも仏教界固有のことばではなく、しかも「布教」と「興学」、あるいは「布教」と「勸学」の二つを組み合わせたものが「教学」ということばであったことが明らかとなった。

なを、その内容については、第二章のおわりに高井観海能化の論考を紹介したとおり、本宗においては事教二相の両者がそれである。くわしい内容や特色、また具体的な教授方などは、筆者の「伝統教学の定義と課題」（密教学研究第四十二号、2010）をご覧ください。

〈キーワード〉

真言宗智山派 教学 布教と興学